

令和4年第1回日進市農業委員会議事録

| | |
|--------------------|--|
| 招集年月日 | 令和4年1月28日(金) |
| 招集の場所 | 日進市役所北庁舎2階 会議室、北庁舎1階 会議室 |
| 開 会 | 令和4年1月28日(金) 14時57分 |
| 出席委員 | 会長 6番 市川 豊 会長 総計 11人 委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員 |
| 欠席委員 | |
| 会議事件説明のため出席した者の職氏名 | |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 増田 成美 |

| | | |
|-------------|--|--|
| <p>付議事項</p> | <p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 専決第1号 専決第2号 専決第3号 その他</p> | <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条の規定による事業計画認定変更申請について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について 公共転用届について</p> |
|-------------|--|--|

| | | |
|--|----------------|--|
| <p>開会</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> | <p>(14:57)</p> | <p>出席者が定足数に達しているので、令和4年第1回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和4年第1回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に9番の田口 菜穂美 委員と、10番の村瀬 和樹 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>1番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、東小学校から南東に約570メートルの位置に所在し、現況は雑種地で作付けはされておらず、面積は275㎡です。</p> <p>申請者は、現在名古屋市天白区の社宅にて夫と子供の3人で居住しており、子供の成長に伴い手狭になってきたこと、母や祖母の生活の手伝いをするため、本家の近くで住宅の建築を計画したものになります。</p> <p>申請者夫婦には自己所有地がなく、母と祖母に相談したところ、母と祖母が共有で所有する申請地を使用してもよいとの承諾を得ることができたため、やむを得ず選定したものになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地南側の道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続いて、2番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、東小学校から東に約780メートルの位置に所在しており、現況は畑で野菜を栽培しており、面積は2筆合計で231.03㎡です。</p> <p>申請者は現在、申請地に隣接している自宅を事務所登録し、設計業を営んでいます。</p> <p>自宅を事務所として営業しているため、家族の車5台が常駐しており、現在は来訪者用の駐車場の確保ができていない状況です。</p> <p>そのため、車道の路肩や、歩道を踏む形で一時的に車両を止めており、来訪者や近隣に迷惑をかけていること、配</p> |
|--|----------------|--|

| | | |
|--|---------------|--|
| | 議長 事務局 | <p>管のサンプルや保温材の資材を保管する場所が確保できず、資材置場も不足していることから、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>排水については、砕石敷で雨水は自然浸透するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>1番と2番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号1番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成する。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年3月1日から令和4年7月31日までに完了する計画です。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続いて、受付番号2番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は駐車場兼資材置場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので支障ありません。</p> |
|--|---------------|--|

| | | |
|-----|--|--|
| | | <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成する。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年3月1日から令和4年4月30日までに完了する計画です。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> |
| 議長 | | <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>(意見なし)</p> |
| 議長 | | <p>特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 議長 | | <p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> |
| 議長 | | <p>議案第2号を上程。</p> |
| 事務局 | | <p>1番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、名古屋学芸大学の西側に所在する1筆です。</p> <p>この生産緑地は、岩崎町に居住する申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、重度の疾患があり、農作業ができない旨の診断が出ています。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> |
| 議長 | | <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>(意見なし)</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| 議長 | | <p>特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 議長 | | <p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> |
| 議長 | | <p>議案第3号を上程。</p> |
| 事務局 | | <p>1番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、西部保育園から西へ約260メートルと北西へ約370メートルの位置に所在する3筆です。</p> <p>現況は生産緑地で野菜を栽培しており、面積は3筆合計で2,369㎡です。</p> <p>申請者は、平成31年1月に都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の認定を受けており、今回事業計画の変更があり認定申請をするものです。</p> <p>都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則第3条第1号の基準について、ハの(2)「申請都市農地において、耕土の流出の防止を図ること、科学的に合成された農薬の使用を減少させる栽培方法を選択すること、その他の国土及び環境の保全に資すると取組を実施すると認められる」ため、支障ありません。</p> <p>同施行規則第3条第2号の基準についても、農地周辺の除草など、管理を徹底し、周辺的生活環境に支障を及ぼさないように善処することが認められるため、支障ありません。</p> <p>計画の変更点は、相続による土地の所有者の変更と事業期間の延長で、期間は令和4年2月1日から令和7年1月31日までの3年間です。</p> <p>申請地では、野菜の栽培を予定しています。</p> <p>年間農作業従事日数は、延日数で200日であり、農業従事者の状況は、5名で農作業に従事する計画となっています。</p> <p>農機具は耕うん機1台を所有しており、トラクターをリースで1台所有しています。</p> <p>貸借期間は3年間、賃借権です。</p> <p>議長 議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を</p> |
| 議長 | | |

| | | |
|-----|---------|--|
| | | 求める。 |
| 委員 | | 耕作を行わなくなった場合のその後の生産緑地の扱いはどのようなになるのか。 |
| 事務局 | | 所有者に故障や死亡があった場合、賃借人との合意の上で生産緑地の解除の手続きが行われる可能性があります。 |
| 議長 | | 特に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (挙手全員) |
| 議長 | | 議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。 |
| 議長 | | 続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 |
| 事務局 | | (事務局より専決について一括で報告) 専決1号 3条届出 2件 専決2号 5条届出 12件 専決3号 18条通知 2件 |
| 議長 | | 専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし) |
| 議長 | | 続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。 |
| 事務局 | | (事務局よりその他について一括で報告) 公共転用届について 2件 |
| 議長 | | その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし) |
| 議長 | | その他連絡事項について事務局に報告を求める。 |
| 事務局 | | (事務連絡) ・ 次回の農業委員会 (令和4年2月24日(木)) 午後3時 南庁舎2階第5会議室) |
| 議長 | | 全議案の終了及び閉会について宣言 |
| | (15:27) | |

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 月 日 議事録署名者 9番委員

議事録署名者 10番委員